

回復期リハビリテーション病棟

リハビリテーション科
野々垣学

1. リハビリについて

最近は「リハビリ」とよく耳にすることがあると思いますが、正確には「リハビリテーション」といい、「身体的・社会的な回復」を意味します。これでは長く使いにくいことから、「リハ」または「リハビリ」と省略されて使われています。ここでは「リハビリ」と略して紹介する事とします。

2. 回復期リハビリ病棟とは

平成12年4月に医療法の改正があり、回復期リハビリ病棟という枠組みが出来ました。

当院では平成15年8月に回復期リハビリ病棟が開かれました。この回復期リハビリ病棟とは、様々な疾病でリハビリを必要とする患者さんに、十分な期間リハビリが受けられるように、という目的で設けられました。

回復期とは、リハビリでの経過を表す言葉です。疾病は一般的に、急性期、回復期、慢性期（維持期）の順に経過します。病気の変化が著しい時期を急性期といい、ある程度病気が落ち着いた状態にあり、



リハビリで回復が見込める期間を回復期と呼びます。また、慢性期（維持期）はリハビリでの回復がほとんど見込めなくなった期間となります。

病気の種類、程度にもよりますが、発症数日から1ヶ月で回復期が始まり、その後3ヶ月程度を回復期と呼びます。つまり、救急外来が病院入院の入り口とたとえるなら、回復期リハ病棟は病院の出口にあたると思えばわかりやすいでしょう。

対象となる疾患は、脳梗塞・脳出血といった脳血管疾患、脊髄損傷・脊髄梗塞といった脊髄疾患、脊椎・骨盤・下肢の骨折、さらには肺炎や消化器の病気で内科に入院して、手足の筋力や体力が落ちた状態の方々も対象となります。

3．病棟での治療内容

リハビリ治療に関しては、手足の筋力強化、歩行訓練、起居動作を行う理学療法に加え、今年より作業療法が当院で開始されました。作業療法とは、手足の細かい動作の訓練や、身の回りのことが出来るように日常生活訓練などを行います。訓練は1階にあるリハビリ訓練室で行うだけでなく、病棟のベッドの上や、さらには回復期リハビリ病棟内に設置された訓練室でも行います。この回復期リハビリ病棟の訓練室は、看護職員による訓練や、患者さんのご家族と行う自主トレーニングも出来るようになっていきます。

回復期リハビリ病棟に入院している患者さんには、リハビリ治療だけでなく、不幸にも障害が残った場合や、家で介護が必要になる場合には、介護保険制度や、身体障害者福祉制度の適用についておすすめるとともに、今後の生活がよりよくなるようにお手伝いさせていただきます。

4．入院申し込みについて

当院入院中で回復期リハビリ病棟への移動を希望される場合は、疾病の経過を考慮して主治医が決定しております。他院に入院されており、当院の回復期リハビリ病棟での治療を希望される場合には、主治医の先生に紹介状を書いてい

ただいて、ご本人もしくはご家族が当院外来を受診していただくこととなります。

在宅で生活されており、入院リハビリテーションをご希望の場合は、発症の期間との関連もあり、個別にご相談ください。入院に関してご不明な点は当院のリハビリテーション科もしくは地域医療連携室にお問い合わせください。

入院されたすべての患者さんが円滑に在宅生活に戻っていただくために、回復期リハビリ病棟を運営しております。まだスタートしたばかりの病棟ですが、どうぞよろしく願いいたします。

【5階東病棟】

